

平成23年(ワ)第1291号, 平成24年(ワ)第441号, 平成25年(ワ)第516号, 平成26年(ワ)第328号

伊方原発運転差止請求事件

原告 須藤 昭 男 外1337名

被告 四国電力株式会社

## 準備書面(35)

2014年 12月 16日

松山地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	薦 田 伸 夫
弁護士	東 俊 一
弁護士	高 田 義 之
弁護士	今 川 正 章
弁護士	中 川 創 太
弁護士	中 尾 英 二
弁護士	谷 脇 和 仁
弁護士	山 口 剛 史
弁護士	定 者 吉 人
弁護士	足 立 修 一
弁護士	端 野 真
弁護士	橋 本 貴 司
弁護士	山 本 尚 吾
弁護士	高 丸 雄 介
弁護士	南 拓 人
弁護士	東 翔
訴訟復代理人	弁護士 内 山 成 樹
	弁護士 只 野 靖

## 被告準備書面(5)に対する反論

### 第1 はじめに

被告準備書面(5)は、本訴における原告の主張に対して作成された筈であるが、不思議なことにその対応関係が認められず、殊に基準地震動についての原告の主張に全く反論していない。

### 第2 基準地震動に関する被告の主張

#### 1 被告準備書面(5)において、被告は、

- ① 1・2号炉建設時、1749年伊予宇和島の地震を敷地直下に想定して、設計地震波の最大加速度を200ガルとした(21～25頁)
- ② 3号炉建設時、684年土佐その他南海・東海・西海諸道の地震および1854年伊予西部の地震を選定して基準地震動 $S_1$ の最大加速度を221ガルとし、敷地前面海域の断層群(中央構造線)の長さ25kmの区間で断層群が動いた場合を評価して基準地震動 $S_2$ の最大加速度を473ガルとした(27～31頁)
- ③ 耐震設計審査指針改定後、敷地前面海域の断層群(中央構造線)の長さ54kmの断層が動いた場合を評価して基準地震動 $S_s$ の最大加速度を570ガルとした(34～37頁)
- ④ 新規制基準策定後、2004年北海道留萌支庁南部地震に基づき震源を特定せず策定する基準地震動 $S_s$ の最大加速度を620ガルとし、中央構造線の断層長さを3ケース(480km, 130km, 54km)設定して応答スペクトルに基づき震源を特定して策定する基準地震動 $S_s$ の最大加速度を650ガルとした(48～81頁)

と述べ、1・2号炉建設時から新規制基準策定後までの40年程の間に3回に亘って基準地震動を変遷させた事実を認めている。

- 2 上記変遷は、端的に、被告の基準地震動等策定の誤りの歴史である。何回にも亘って地震動を過小評価し続けた結果、上記⑤は、上記①の3.25倍となった(しかし、未だに全国的な基準地震動のレベルからは低い)。
- 3 にもかかわらず、被告は、「被告は、本件発電所を建設するにあたって実施した詳細な調査により本件発電所の地域特性を十分に把握し、これを踏まえ、本件発電所に影響を及ぼす可能性のある地震を適切に選定するとと

もに、その地震によって本件発電所の敷地に引き起こされる地震動を想定し、これを基に耐震設計において基準とする地震動を策定した。」(14頁)と強弁して憚らない。被告に、反省はない。

- 4 いずれ、上記⑤も過小評価であったとして改訂することになると思われるが、その改訂よりも前に上記⑤を超える地震が発生する危険を指摘しない訳にはいかないのである。

### 第3 入倉コメント

- 1 被告ら電気事業者の味方であり、積極的に原発推進の役割を果たしてきた入倉孝次郎京都大学名誉教授は、2014(平成26)年3月29日付愛媛新聞で、「基準地震動は計算で出た一番大きな揺れの値のように思われることがあるが、そうではない。(四電が原子力規制委員会に提出した)資料を見る限り、570ガルじゃないといけないという根拠はなく、もうちょっと大きくても良い。(応力降下量は)評価に最も影響を与える値で、(四電が不確かさを考慮して)1.5倍にしているが、これに明確な根拠はない。570ガルはあくまで目安値。私は科学的な式を使って計算方法を提案してきたが、これは平均像を求めるもの。平均からずれた地震はいくらでもあり、観測そのものが間違っていることもある。基準地震動は出来るだけ余裕を持って決めた方が安心だが、それは経営判断だ。四電は570ガルに関して原子炉建屋や、配管など数千~1万カ所をチェックした。基準地震動を上げれば設備を全て調べ直さなければならないので大変だろう。」とコメントし(原告準備書面(19))、また、同年5月22日付毎日新聞で、5月21日の福井地裁判決(甲118)に関し、「揺れの強さが1260ガルを超える地震が絶対に来ないとは言い切れず、警告を発する意味で重要な判決だ。」とコメントした(甲119)。
- 2 この入倉コメントが誤りであるというのなら、被告が反論しなければならないが、被告の反論はない。

### 第4 原告の主張

- 1 原告準備書面(13)は、甲12, 14, 21, 34, 87, 89に基づき、中央構造線が、巨大地震を起こす恐れのあるA級活断層であり、マグニチュード8以上の地震を起こす恐れがあり、伊方町の一部では震度7の最大

震度が想定されていることを主張した上、高知大学の岡村教授の意見書(甲90)に基づき、地震規模がマグニチュード8以上となることを想定しなければならないし、伊方原発を襲う強振動は、加速度において少なくとも1000ガル、2000ガル以上もあり得るものとして想定しなければならないことを主張し、また、東大地震研究所の都司元准教授の意見書(甲100)に基づき、1596年豊予地震によって伊方原発地点で震度6強あるいは7の揺れと6～10mの津波が発生したと考えられ、直ぐ5km前面の海域を中央構造線が走る伊方原発は、1000年に一度、震度6強から7の揺れと、6～10mの津波の来襲を免れないことを主張した。

しかし、被告の反論はない。

- 2 原告準備書面(16)は、大阪府立大学の長沢名誉教授の意見書(甲107)に基づき、被告の地震動過小評価には目に余るものがあり、伊方原発の耐震安全性が保証されていないことを詳細に主張した。

しかし、被告の反論はない。

- 3 原告準備書面(17)は、PWR原発の元設計技術者である藤原氏の意見書(甲108)に基づき、中央構造線の地震による、配管の損傷による危険、制御棒挿入不能等による危険、制御棒挿入完了前のS波の到達による危険、海水ポンプの冠水による危険、海水ポンプの取水不能による危険を主張し、被告の追加安全対策では事故を防げないことを主張した。

しかし、被告の反論はない。

- 4 原告準備書面(23)は、神戸大学の石橋名誉教授の「南海トラフ巨大地震」(甲123)に基づき、南海トラフ巨大地震の震源域の上にある伊方で原発を運転することが無謀であること、570ガルという基準地震動そのものが過小評価である可能性が高いこと、四電の中央構造線の断層が鉛直か北傾斜という主張には疑問があること、2007年新潟県中越沖地震(M6.8)に襲われた柏崎刈羽原発が1699ガルの加速度を記録したことから少なくとも基準地震動を最低限1699ガルとすべきであることを主張した。

しかし、被告の反論はない。

- 5 原告準備書面(26)は、原発の耐震安全性は基準地震動の適切な策定にか

かっているところ、過去10年間で5回も基準地震動を超える地震動が原発を襲ったことからすれば、これまでの地震動想定手法には根本的な欠陥があり、その欠陥の最大の理由は、基準地震動の策定が、既往地震の平均像を基礎として行われてきたことにあることを詳細に主張した。

しかし、被告の反論はない。

- 6 原告準備書面(32)は、原子力専門のコンサルタントである佐藤氏の意見書(甲157)に基づき、伊方原発で過酷事故が発生する危険がある上、その過酷事故対策に重大な欠陥があることを詳細に主張した。

しかし、被告の反論はない。

- 7 原告準備書面(34)は、「震源を特定せず策定する地震動」について、被告が策定に用いた北海道留萌支庁南部地震の $M_w$ (モーメントマグニチュード)は5.7に過ぎず、新規制基準が「震源を特定せず策定する地震動」の内「地表地震断層が出現しない可能性がある地震」を $M_w$ 6.5未満の地震としていることから、留萌支庁南部地震を基に「震源を特定せず策定する地震動」を策定した場合には過小評価とならざるを得ないこと、ならびに、留萌支庁南部地震の観測点HKD020での地震動は同地震における最大地震動とはいえず、少なくとも観測点HKD020での地震動の1.5倍～2倍以上の地震動により「震源を特定せず策定する地震動」を策定しなければならないことを主張した。

しかし、被告の反論はない。

以上